

## 国立大学法人京都工芸繊維大学監事（常勤及び非常勤）候補者の公募について

令和6年2月26日  
国立大学法人京都工芸繊維大学  
監事候補者選考委員会

国立大学法人京都工芸繊維大学監事候補者選考委員会は、下記のとおり国立大学京都工芸繊維大学監事（常勤及び非常勤）候補者を公募いたします。

### 記

#### 1. 募集する職名

国立大学法人京都工芸繊維大学監事（常勤）	1名
国立大学法人京都工芸繊維大学監事（非常勤）	1名

#### 2. 任期

3年10カ月（令和6年9月1日～令和10年6月30日）

※ 再任の場合があります。

#### 3. 求める人材像

国立大学法人である本学の監事監査は、国立大学法人京都工芸繊維大学監事監査規則第1条の規定にあるように、業務の適正かつ能率的な実施を図るとともに、会計経理の適正を期することを目的に実施するものである。さらに、監事監査を通じて、法人の使命である教育研究等の活性化を支援し、我が国の高等教育機関としての大学の質の維持・向上に資すること等も目的としている。

このことから、本学の監事として業務を円滑に遂行していくには、国立大学法人ガバナンス・コードを十分に承知し、かつ、次のような要件を満たす人材が望ましい。

- ① 学長、理事及び教職員等との意思疎通を図り、常に業務運営の状況を把握するとともに、業務運営上の課題の認識を深めるよう努める能力を有していると認められること。
- ② 業務を監査する職責にあるものとして、相当な注意を払い監査を行う能力を有していると認められること。
- ③ 監査意見を形成するに当たり、事実を確認し、必要があると認めるときは、外部専門家の意見を徴し、合理的な判断を行うよう努める能力を有していると認められること。
- ④ 職務を遂行するに当たり、独立性の保持に努めるとともに、常に公正不偏の態度を保持する能力を有していると認められること。

- ⑤ 監査の過程で改善を要する事項が見受けられた場合、学長・理事に問題点を適確に指摘することができ、また、改善するまで適切に指示することができる能力を有していると認められること。
- ⑥ 常勤監事は、国立大学法人、学校法人、民間企業、国又は地方公共団体等の組織においてリーダーシップを発揮した経験を有し、組織の監査を、公正かつ適切に遂行できる能力を有していると認められること。
- ⑦ 非常勤監事は、財務状況や決算状況の適切な監査を実施するため、財務や決算に関する知見を有し、組織の監査を、公正かつ適切に遂行できる能力を有していると認められること、又は、大学内部の意思決定システムをはじめとした法人の運営が、法令や学内規則等に則って適切かつ効果的・効率的に機能しているかについて監査することができる能力を有していると認められること。

#### 4. 求める役割等

- 監事は、法人の業務の監査を行う。

##### 具体的監査事項

- ① 関係諸法令及び本学業務方法書その他の諸規定等に基づく業務の実施状況
- ② 中期計画の実施状況
- ③ 組織及び制度全般の運営状況
- ④ 経営執行の効率化及び業務能率化の状況
- ⑤ 決算報告書及び財務諸表の適否
- ⑥ 資産の取得、管理及び処分に関する事項
- ⑦ その他監査の目的を達成する為に必要な事項

- 監事の権限

- ① 学長、理事及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は国立大学法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- ② 監査の結果に基づき、改善を要する事項があると認めるときは、学長又は文部科学大臣に意見を提出することができる。
- ③ 職務を執行するため、学長の承認を得て本学職員に監査に関する事務を行わせることができる。
- ④ 本学の業務運営に関する重要な会議に出席して意見を述べるすることができる。

- 監事の責任

- ① 国立大学法人の業務を監査し、監査報告を作成しなければならない。
- ② 国立大学法人が国立大学法人法等の規定による認可、承認、認定及び届出に係る書類並びに報告書その他の文部科学省令で定める書類を文部科学大臣に提出しようとするときは、これらの書類を調査しなければならない。
- ③ 監事は、役員（監事を除く。）が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を学長（当該役員が学長である場合にあつては、学長及び学長選考・監察会議）に報告するとともに、文部科学大臣に報告しなければならない。

## 5. 待遇等

### 【常勤監事】

勤務形態：週5日勤務

報酬：月額518,000円

手当：地域手当、通勤手当、役員期末手当、退職手当

社会保険：文部科学省共済組合

### 【非常勤監事】

勤務形態：月6日程度

報酬：月額222,000円

## 6. 応募にあたっての主な留意事項

- ・就任時の年齢は、常勤監事69歳以下、非常勤監事74歳以下であること
- ・就任時に、政府又は地方公共団体の職員（非常勤のものを除く）でないこと
- ・常勤監事は、就任時に、営利を目的とする団体の役員となっていない、又は自ら営利事業に従事していないこと

## 7. 選考方法等

第一次：書類選考

第二次：面接

※ 一次選考（書類選考）の上、合格者には二次選考（面接）を行います。

※ 令和6年3月27日（水）午後実施予定

（別途、合格者に面接実施時間を連絡します。）

※ 面接にかかる旅費等の経費は自己負担となります。

## 8. 応募に必要な書類

① 略歴（所定様式）

② 監事としての抱負（所定様式・600字程度）

※ 略歴書の賞罰欄には、受賞歴並びに前科及び懲戒処分歴を記載してください。

前科及び懲戒処分歴については、該当事項がありながらそれらを記載しない場合は、経歴詐称とみなす場合があります、解任等に繋がる可能性があります。

※ 連絡先（住所、日中に連絡の取れる電話番号及びメールアドレス）を明記した書類（様式任意）を同封してください。

## 9. 応募期日

令和6年3月8日（金）17時（必着）

※ 郵送（書留郵便）若しくはEメールにて提出願います。

※ 郵送の場合は、封書に「監事選考用審査書類在中」と朱書きしてください。

※ Eメールの提出後、1週間以内に返信が無い場合は必ずご連絡ください。

10. 送付先及び問い合わせ先

住所：〒606-8585 京都市左京区松ヶ崎橋上町1番地

京都工芸繊維大学総務企画課 宛

Tel : 075-724-7013

Mail : soumuki@jim.kit.ac.jp

11. その他

応募された書類は選考のために使用し秘密は保持しますが、返却いたしませんので、予めご了承ください。

略歴書に記載の事項のうち、氏名、生年月日、出身地、学歴・職歴等については、監事候補者として決定された場合、本学又は文部科学省において公表される場合がありますので、予めご了承ください。

選考過程及び採否の理由に係る個別の問い合わせについては、公表する事項を除き、一切お答えいたしかねます。

以上